

令和3年石巻市議会第3回定例会提出議案一覧

1 決算認定（3件）

- （1）認定第1号 令和2年度石巻市一般会計及び各種特別会計決算認定について
- （2）認定第2号 令和2年度石巻市病院事業会計決算認定について
- （3）認定第3号 令和2年度石巻市下水道事業会計決算認定について

2 令和2年度普通会計の指数等状況

3 令和2年度地方消費税交付金（社会保障財源化分）の使途について

4 条例議案（10件）

- （1）第99号議案 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
（石巻市手数料条例の一部を改正する条例）

<改正理由>

マイナンバーカードの利便性の抜本的向上並びに発行及び運営体制の抜本的強化を図るため、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が本年5月19日に公布され、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正が9月1日に施行されることに伴い、マイナンバーカードの発行主体が地方公共団体情報システム機構と位置付けられ、手数料についても同機構が設定することとなったことから、マイナンバーカード再交付手数料の規定を削除するため、本条例の一部を改正したもの。

<改正内容>

第5条第4項及び別表

別表からマイナンバーカードの再交付手数料を削除し、あわせて引用条項等の整理を行うもの。

附則

施行期日を規定するもの。

<令和3年9月1日から施行>

(2) 第101号議案 石巻市企業立地等促進条例

<制定理由>

被災市街地復興土地区画整理事業で整備した産業ゾーン等への更なる企業立地を促進するため、助成対象となる指定企業者要件を見直し、用地取得費助成金や情報関連・バックオフィス等企業立地促進助成金などの新たな助成制度を創設するほか、既存制度について見直しを行うため、「石巻市企業立地等促進条例」の全部を改正し、新たに本条例を制定するもの。

<制定内容>

目的、定義、便宜の供与、助成対象企業者の指定、指定申請の内容の変更、指定の取消し、助成金、企業立地助成金、雇用奨励助成金、用地取得費助成金、上水道料金助成金、事業継続対策助成金、環境対策助成金、情報関連・バックオフィス等企業立地促進助成金、助成金の交付申請、交付申請の内容の変更、交付の決定の取消し、助成金の返還、相続等による特例、報告及び調査、委任について規定するもの。

また、附則において、施行期日及び経過措置を規定するもの。

<令和3年10月1日から施行>

(3) 第102号議案 石巻市市税条例の一部を改正する条例

<改正理由>

税負担の公平性の確保及び低所得者等の負担軽減を図るとともに、中小法人等に対する税額控除や入湯税の税率改正等を行うため、本条例の一部を改正するもの。

<改正内容>

第24条

個人の市民税の非課税の範囲において、令和2年分の生活保護の扶助費額が本条例で規定している非課税基準を上回ることから、合計所得金額を「30万円」から「35万円」に、扶養親族等を有する場合の加算額を「17万6千円」から「21万円」に改めるもの。

第34条の4

法人税割の税率において、税率を「7.4%」から「8.4%」に改めるもの。

第34条の5

中小法人等に対する課税の特例として、資本金1億円以下で法人税割の課税標準が1,000万円以下の中小法人等について、税率を実質6.0%に引き下げのための税額控除を新たに規定するもの。

第45条

給与所得に係る特別徴収義務者の指定等において、主たる給与の支払いをする者を特別徴収義務者とするため条文を改めるもの。

第142条及び第143条

入湯税の課税免除及び入湯税の税率において、課税免除者を「年齢12歳未満の者」から「義務教育終了前の者又は利用料金が入湯税額未満の施設の日帰り入浴者」に、入湯税を「50円」から「100円」に改めるもの。

附則第1条

施行期日を規定するもの。

附則第2条

市民税に関する経過措置を規定するもの。

附則第3条

入湯税に関する経過措置を規定するもの。

<令和3年10月1日から施行。ただし、第24条第2項及び第45条第2項の改正規定は令和4年1月1日、第142条第1項第1号及び第143条第1項第2号の改正規定は令和5年4月1日、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。>

(4) 第103号議案 石巻市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

<改正理由>

本市の放課後児童クラブ利用負担金は、合併時に現行の金額を設定して以来、改定を行っておりませんが、対象児童が小学校6年生までに拡大され、利用児童の増加に伴う施設の増設や支援員等の増員により、運営費の増加が課題となっているほか、運営費に対する利用負担金の割合は約15%と、国で示す運営費負担の考え方である保護者負担50%と乖離している状況にあることから、安定的な放課後児童クラブ事業の継続と利用者負担の適正化を図るため、本条例の一部を改正するもの。

<改正内容>

第7条第1項の表

「児童1人当たりの利用負担金額」を次のとおり改めるもの。

	月額	学年始休業 期間加算額	夏季休業 期間加算額	冬季休業 期間加算額	学年末休業 期間加算額
改正	3,000円	750円	3,000円	750円	750円
現行	2,000円	500円	2,000円	500円	500円

附則

施行期日及び準備行為について規定するもの。

<令和4年4月1日から施行。ただし、利用負担金に係る周知等の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。>

(5) 第104号議案 石巻市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

＜改正理由＞

子育て世代の経済的負担の軽減を図るとともに、少子高齢化や震災後の人口流出が続いていることから、若い世代の定住を促進し、より子育てしやすい環境を整備するため、本条例の一部を改正するもの。

＜改正内容＞

第2条

定義において、医療費助成対象年齢を18歳まで拡大するため、「子ども」の定義を18歳に達する日の年度の末日までとするもの。

附則

施行期日、経過措置及び受給資格登録の特例を規定するもの。

＜令和4年4月1日から施行。ただし、新条例の規定により助成対象となる者に係る受給資格の登録、所得額の確認及び受給者証の交付に関する事務は、この条例の施行の日前においても行うことができる。＞

(6) 第105号議案 石巻市上釜ふれあい広場条例の一部を改正する条例

＜改正理由＞

「石巻市上釜ふれあい広場」の北側一部が、都市計画道路「釜大街道線」の道路用地となったため、野球場を廃止するとともに、サッカーコート及びフットサルコートを各2面とする等の改修工事を行うことから、改修後の施設内容に合わせ、本条例の一部を改正するもの。

＜改正内容＞

別表1

多目的広場の表において、適応種目から「野球」を削り、「サッカー」及び「フットサル」にそれぞれ「(一面につき)」を加えるもの。

附則

施行期日を規定するもの。

＜公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行＞

(7) 第106号議案 石巻市損失補償契約に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

＜改正理由＞

本条例は、東日本大震災により被害を受けた中小企業者等の事業再生支援を目的としておりましたが、事業再生の支援期間が終了し、更に、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」が策定されたことから、当該ガイドラインに基づき個人事業者の債務整理による事業再生支援が行えるよう、本条例の一部を改正するもの。

＜改正内容＞

第1条

目的において、東日本大震災に係る文言を削るもの。

第3条

権利の放棄において、本市が求償権に係る回収納付金を受け取る権利を放棄する対象となる計画等に、新型コロナウイルス感染症や自然災害のほか、法律に基づき各支援機関等が策定した再生計画等を加えるため、条項の整理を行うもの。

附則

施行期日及び経過措置について規定するもの。

＜公布の日から施行。この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の条例の規定によりなされた申出については、この条例による改正後の条例の規定によりなされたものとみなす。＞

(8) 第107号議案 石巻市営住宅条例の一部を改正する条例

＜改正理由＞

「過疎地域自立促進特別措置法」の失効に伴い、本年3月31日に公布、4月1日に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」において、「公営住宅法」の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するもの。

＜改正内容＞

附則第9項

過疎地域の市営住宅の入居者資格についての経過措置を定めた同項において、引用する法律を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に改めるとともに、引用条項を整理するもの。

附則

施行期日を規定するもの。

＜公布の日から施行し、改正後の規定は令和3年4月1日から適用する。＞

(9) 第108号議案 石巻市消防団条例の一部を改正する条例

＜改正理由＞

市町村が設置する消防団員の総数は、消防庁が定める「消防力の整備指針」により、火災の鎮圧・予防、災害時における各種業務を円滑に遂行するために地域の実情に応じて決定することとされており、現在の条例で規定する消防団員の定数の2,101人に対し、本年4月1日現在の団員数は1,667人と大きく乖離している状況にあることから、「消防力の整備指針」に基づき算出した1,851人を定数とするため、本条例の一部を改正するもの。

＜改正内容＞

第4条第2項に規定する消防団員の定数を「2,101人」から「1,851人」に改めるもの。

＜令和3年10月1日から施行＞

(10) 第109号議案 石巻市立病院倫理委員会条例の一部を改正する条例

＜改正理由＞

石巻市立病院における医学研究及び医療行為に関し、倫理的な観点から審査を行う「石巻市立病院倫理委員会」の委員長について、現行条例においては副病院長を充てることとなっておりますが、他の委員についても委員長として指名することができるよう、本条例の一部を改正するもの。

＜改正内容＞

第3条

組織において、第3項として他の委員の任期の途中で新たに選任された委員の任期についての規定を追加するもの。

第4条

委員長及び副委員長において、市長が指名する委員をもって委員長に充てることとするよう条文を改めるもの。

附則

施行期日を規定するもの。

＜公布の日から施行＞

5 予算議案（6件）

- (1) 第100号議案 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
(令和3年度石巻市一般会計補正予算)
- (2) 第110号議案 令和3年度石巻市一般会計補正予算（第4号）
- (3) 第111号議案 令和3年度石巻市市街地開発事業特別会計補正予算（第2号）
- (4) 第112号議案 令和3年度石巻市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- (5) 第113号議案 令和3年度石巻市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- (6) 第114号議案 令和3年度石巻市下水道事業会計補正予算（第1号）

6 条例外議案（23件）

（1）第115号議案 令和2年度石巻市下水道事業会計利益剰余金の処分について

＜内 容＞

令和2年度から公営企業会計を適用している本市の下水道事業会計において、令和2年度の収益的収支で生じた利益剰余金4億3,776万721円のうち4億1,000万円を減債積立金の積立とし、残りの2,776万721円を翌年度へ繰り越すことについて、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

（参考）令和2年度石巻市下水道事業剰余金処分計算書

（単位：円）

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
令和2年度末残高	61,910,990	4,642,920,453	437,760,721
処分額	0	0	△ 410,000,000
減債積立金の積立	0	0	△ 410,000,000
処分後残高	61,910,990	4,642,920,453	27,760,721

（2）第116号議案 第2次石巻市総合計画基本構想及び基本計画について

＜内 容＞

本市では、平成17年4月に1市6町が合併し新市となり、平成19年度から平成28年度までを計画期間とする「第1次石巻市総合計画」を平成19年3月に策定し、合併後の諸課題の解決、将来展望を見据えた効率的な行政運営を目指し、まちづくりを進めてきたが、東日本大震災により甚大な被害を受け、平成23年12月に令和2年度までを計画期間とした「石巻市震災復興基本計画」を策定し、復旧・再生を遂げる新たな産業創出や減災のまちづくりなどを推進しながら、快適で住みやすく、市民の夢や希望を実現する「新しい石巻市」の創造を進めてきた。

また、「第1次石巻市総合計画」について、震災からの復旧・復興事業を最優先で取り組む必要があったことから、令和2年度まで計画期間を延長している。

この度、「第1次石巻市総合計画」、「石巻市震災復興基本計画」の計画期間満了に合わせ、少子高齢化などによる社会情勢の変化、震災後の住環境やライフスタイルの変化に伴い、多様化する市民ニーズ、硬直化する財政状況、国が進める地方創生事業等に対応し、将来にわたり持続可能な市政運営を行っていくために、令和3年度を初年度とする「第2次石巻市総合計画基本構想及び基本計画」を策定するに際し、石巻市行政に係る基本的計画の議決等に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

(3) 第117号議案 新市まちづくり計画の変更について

<内 容>

新市まちづくり計画は、合併後の新市の速やかな一体化を促進し、地域福祉の向上と均衡ある発展を目的に平成16年10月に策定し、同計画に掲載された事業については、合併特例債等の財政支援措置が講じられている。

計画期間については、当初段階においては10年間とされていたが、東日本大震災の発生を受け、地方債の発行期限を5年間延長する「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」の制定・施行や、被災自治体に対し合併特例債の発行期限が10年間延長されたことから、平成28年3月に計画期間を令和7年度までとする等の変更を行ってきた。

その後、平成30年にも同法律が改正され、被災自治体については、さらに5年間計画期間を延長することが可能となったことから、令和12年度まで計画期間を延長するとともに、独自に設定していた合併特例債起債可能額の7割とする事業費枠を撤廃し、約350億円としていた起債発行可能額を、法定上の起債発行可能額である約500億円にする等の変更を行うため、市町村の合併の特例に関する法律附則第2条第2項の規定によりなお効力を有するとされる同法第5条第7項の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

(4) 第118号議案 財産の取得について (小型動力ポンプ付積載車 (石巻地区分及び河南地区分))

(5) 第119号議案 財産の取得について (小型動力ポンプ付積載車 (河北地区分))

<内 容>

「石巻市消防団消防車両更新計画」に基づき、経年劣化した「石巻市消防団石巻地区団」及び「石巻市消防団河南地区団」の小型動力ポンプ付積載車各1台と、「石巻市消防団河北地区団」の小型動力ポンプ付積載車2台を取得することについて、石巻市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

議案番号	取得財産・数量等	取得の相手方
第118号	取得財産 小型動力ポンプ付積載車 (石巻地区分及び河南地区分) 納入場所 石巻市穀町14番1号 石巻市前谷地字黒沢前7番地 数量 2台 取得方法 指名競争入札 取得価格 金22,660,000円	石巻市鹿又字矢袋屋敷合25番地1 株式会社アオキ石巻営業所 所長 柿木重徳
第119号	取得財産 小型動力ポンプ付積載車(河北地区分) 納入場所 石巻市相野谷字旧会所前12番地1 数量 2台 取得方法 指名競争入札 取得価格 金22,616,000円	大崎市古川中里一丁目10番29号 株式会社古川ポンプ製作所 代表取締役 氏家英喜

(6) 第120号議案 工事請負の契約締結について
(山崎馬鞍線(馬鞍工区)橋梁新設工事)

<内 容>

- ・工事場所 石巻市馬鞍字天神前ほか4字地内
- ・契約の方法 制限付き一般競争入札(総合評価方式)
- ・契約金額 金265,242,186円
- ・契約の相手方 石巻市大街道南二丁目9番13号
遠藤興業株式会社
代表取締役 遠藤正樹

(7) 第121号議案 工事請負契約の一部変更について
(長面地区低平地整備(その2)工事)

<内 容>

- ・請負者 石巻市大街道南二丁目9番13号
遠藤興業株式会社
代表取締役 遠藤正樹
- ・契約金額 変更前 金1,288,558,700円
変更後 金1,394,038,800円

(8) 第122号議案 工事請負契約の一部変更について
(石巻工業港運河線橋梁下部工新設工事)

<内 容>

- ・請負者 石巻市大街道南二丁目9番13号
遠藤興業株式会社
代表取締役 遠藤正樹
- ・契約金額 変更前 金411,734,400円
変更後 金438,072,800円

(9) 第123号議案 工事請負契約の一部変更について
(石巻工業港運河線道路新設及び橋梁上部工新設工事)

<内 容>

- ・請負者 石巻市大街道南二丁目9番13号
遠藤興業株式会社
代表取締役 遠藤正樹
- ・契約金額 変更前 金574,569,512円
変更後 金625,431,400円

(10) 第124号議案 工事請負契約の一部変更について
(釜大街道線橋梁上部工新設(その1)工事)

<内 容>

- ・請負者 石巻市大街道南二丁目9番13号
遠藤興業株式会社
代表取締役 遠藤 正樹
- ・契約金額 変更前 金688,600,000円
変更後 金720,832,200円

(11) 第125号議案 工事請負契約の一部変更について
(石巻市遊楽館屋根改修工事)

<内 容>

- ・請負者 石巻市双葉町1番10号
豊和建设株式会社
代表取締役 阿部 勝
- ・契約金額 変更前 金186,593,000円
変更後 金189,539,900円

(12) 第126号議案 工事請負契約の一部変更について
(23年災明神漁港海岸保全施設災害復旧(その2)工事)

<内 容>

- ・請負者 石巻市恵み野三丁目1番地2
株式会社丸本組
代表取締役 佐藤 昌良
- ・契約金額 変更前 金1,572,960,400円
変更後 金1,612,119,300円

(13) 第127号議案 工事請負契約の一部変更について
(吉浜橋橋梁災害復旧工事)

<内 容>

- ・請負者 石巻市三ツ股四丁目3番1号
株式会社グリーンシェルター石巻支店
支店長 我妻 昭一
- ・契約金額 変更前 金756,184,000円
変更後 金802,939,500円

(14) 第128号議案 工事請負契約の一部変更について
(金華山公園線道路災害復旧工事)

<内 容>

- ・請負者 石巻市松並一丁目4番地23
スリーテック株式会社
代表取締役 原 清 一
- ・契約金額 変更前 金265,422,300円
変更後 金291,765,100円

(15) 第129号議案 訴えの提起について

<内 容>

都市計画道路釜大街道線整備事業において、取得交渉に難航する土地及び当該土地に存する建物等が存在していたが、本年1月に任意交渉による契約を締結することができたため、移転着手費用として前払金を支払い、移転を促していた。

しかし、履行期限を過ぎても事業用地の明渡しが一向に進まず、当該事業の進捗を図ることが困難な状況にあることから、事業用地に存する建物等の相続人に対し、事業用地の明渡しを求める訴訟を仙台地方裁判所石巻支部に提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

○訴えの要旨

都市計画道路釜大街道線は、復興交付金及び社会資本整備総合交付金（復興枠）を財源に整備を進め、総延長約3.6kmのうち復興交付金区間である約1.8kmについては、昨年10月に供用を開始している。

残る区間において、取得交渉に難航している土地（石巻市大街道東二丁目地内の14筆）及び当該土地に存する建物等（石巻市大街道東二丁目地内の居宅、倉庫など）が存在したため、土地所有者及び建物等の相続人（4名）に対し、土地収用法による取得手続きを進めていたが、本年1月に任意交渉による契約締結に至ったことから、移転に着手する費用として前払金を支払い、移転を促していたところである。

しかし、建物等の相続人のうち1名が移転の意思を示すことなく居住を継続しており、履行期限を過ぎても事業用地の明渡しが一向に進まず、当該事業の進捗を図ることが困難な状況にあることから、建物等の相続人に対し事業用地の明渡しを求める訴訟を提起するもの。

- (16) 第130号議案 あらたに生じた土地の確認について
 (17) 第131号議案 あらたに生じた土地の確認について
 (18) 第133号議案 字の区域を変更することについて
 (19) 第134号議案 字の区域を変更することについて

<内 容>

市道屋敷浜猪落線の道路施設用地及び資材置場用地として渡波字屋敷浜6番2に隣接する公有水面を埋め立てたことから、次のとおり、あらたに生じた土地の確認及びあらたに生じた土地を渡波字地竹の区域に加えるため、当該地区の字の区域を変更することについて、地方自治法第9条の5第1項及び同法第260条第1項の規定に基づき、それぞれ議会の議決を求めるもの。

議案番号	あらたに生じた土地	面積 (㎡)	区域を変更する字名
第130号 第133号	石巻市渡波字屋敷浜6番2に隣接する公有水面埋立地	2,909.51	渡波字地竹
第131号 第134号	石巻市渡波字屋敷浜6番2に隣接する公有水面埋立地	947.26	渡波字地竹

- (20) 第132号議案 字の区域を新たに画することについて

<内 容>

牡鹿地区で施行された、県営ほ場整備事業牡鹿地区の大谷川浜工区の工事完了に伴い、事業区域内の大谷川浜苗代目ほか8の字の全部又は一部の区域を、工事完了後の土地の形状に合わせて大谷川浜大谷川一番として字の区域を新たに画することについて、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるもの。

- (21) 第135号議案 市道路線の認定について
 (22) 第136号議案 市道路線の廃止について
 (23) 第137号議案 市道路線の変更について

<内 容>

市道路線の認定、廃止及び変更の内訳

区別	内 容	路線数	延長 (m)
認定	民間の開発行為によるもの (石巻地区)	1路線	83.22
	計	1路線	83.22
廃止	市の事業によるもの		
	・大須崎灯台線道路改良工事	1路線	△18.30
	・北上地区健康づくりパーク整備工事	2路線	△106.50
	・路線の見直しによるもの (石巻地区)	1路線	△117.71
	計	4路線	△242.51
変更	市の事業によるもの		
	・路線の見直しによるもの (北上地区)	1路線	△90.00
	計	1路線	△90.00

4 委員会提出議案、議案（2件）

（1）委員会提出議案第5号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

<内 容>

新型コロナウイルス感染症のまん延により、地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても、引き続き、巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められることから、その財源確保のため、地方税制の充実確保等について国会等に強く要望するもの。

（2）議案第2号 6番黒須光男議員に対する問責決議

<内 容>

黒須光男議員における庁舎内・議会事務局内での議員としての言動等は、職員に対して「高圧的」で「恫喝」とも取れる態度で接している現状である。

先般、議長から各会派会長及び幹事長が議長室に集められ、連日議会事務局内での発言や行動に関して、事務局職員の執務環境が悪化を極めていた現状であるとの報告があり、その内容を確認したところ、断じて石巻市議会議員として、あるまじき行為であった。

その報告された内容は、「黒須光男議員が勝手に自ら起こしている裁判内容を執拗に分からせようとする態度」「高声を上げて職員を威圧し通常の業務ができず、業務そのものが滞っていること」「事務局内の事務用品棚を勝手に開け無断でボールペンを持ち去る行為」「事務局職員の席の椅子に勝手に座り続け、挙句の果てには居眠りしている状態」「今議会9月3日の本会議で議員として重要な議案の議決を諮る際に、議席を離れ議案の議決に入らない姿勢は議員としての行使を放棄している現状」「同じく9月8日の環境教育常任委員会審議中に委員であるにもかかわらず、無断で退席し議会事務局に赴き居座り続け、職員から注意を受けてようやく委員会室に戻るような姿勢・態度」であった。

さらには、このような事案に対して正副議長から注意を促した際も、まったく反省する姿勢は見られず、逆に副議長に「真面目にやれ」と暴言を吐く始末。また、服装に関してもポロシャツ、短パン、スニーカー、帽子着用で議会事務局に出勤し行動している姿は、議員としてのモラルの欠如、強いて言えば議会の品位を失わせているものである。

本日、議長から議会に報告のあった黒須光男議員からの文書においても、議長名で反省、謝罪の文書を求めたことに対して反省、謝罪の文言が見受けられない。黒須光男議員が関わる本書の出来事は事実であり、これらの出来事を我々議員は、絶対に見逃す訳にはいかない。これらの数々の黒須光男議員の言動は、同じ立場である石巻市議会議員としてとても恥ずかしく由々しき事態であると判断し、黒須光男議員以外の全議員27名の総意として強く猛省を促すものである。

よって、6番黒須光男議員に対し、議員としての責任を強く問うもの。

令和3年石巻市議会第3回定例会追加提出議案一覧

1 条例外議案（2件）

- (1) 第138号議案 工事請負の契約締結について
(七窪蛇田線橋梁上部工新設（その2）工事)

<内 容>

- ・工事場所 石巻市清水町一丁目ほか1字地内
- ・契約の方法 制限付き一般競争入札（総合評価方式）
- ・契約金額 金1,252,900,000円
- ・契約の相手方 横河・豊和特定建設工事共同企業体
代表者
仙台市青葉区中央三丁目2番1号
株式会社横河ブリッジ仙台営業所
所長 大河原 宏

- (2) 第139号議案 人権擁護委員候補者を推薦するにつき意見を求めることについて

<理 由>

人権擁護委員の浮津由巳氏、田中憲夫氏、三浦直人氏、阿部悟氏、加藤ひろ子氏が、本年12月31日をもって任期満了となることから、その後任候補者の推薦について、仙台法務局長から依頼があり慎重に選考してきたが、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に関して理解のある浮津由巳氏、田中憲夫氏、三浦直人氏、阿部悟氏を引き続き、小松龍哉氏を新たな候補者として推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるもの。